

速報



船舶海難月報 平成20年12月号

第十管区海上保安本部

〒891-8510

鹿児島市東郡元町4-1

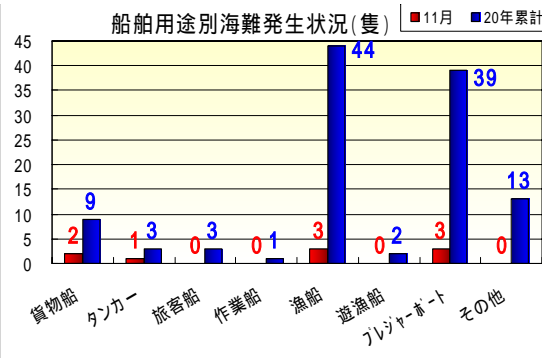
鹿児島第二地方合同庁舎

:099-250-9800

問合せ先: 交通部企画課

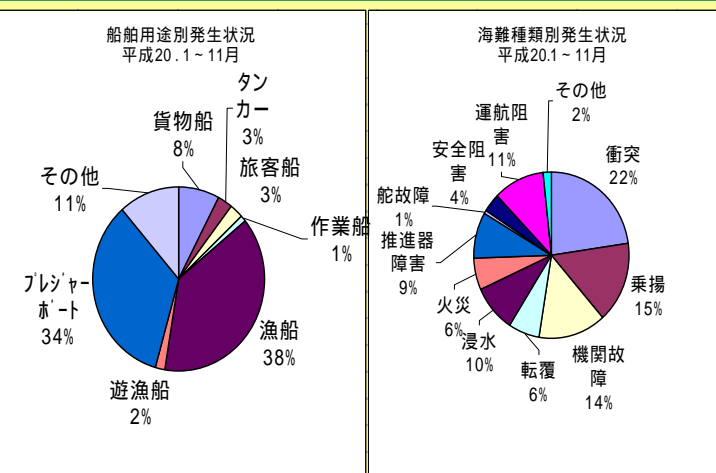
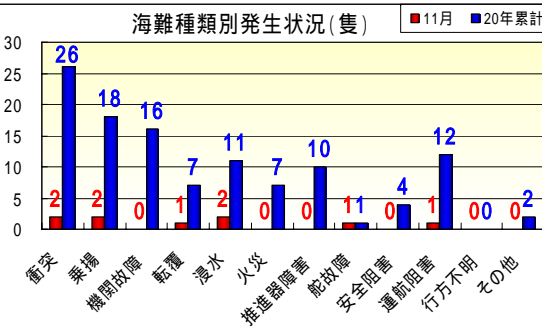
E-mail: kotsukikaku-10@kaiho.mlit.go.jp

11月の船舶海難発生状況(漁船・プレジャーボート各3隻、貨物船2隻、タンカー1隻)



11月は、9隻の船舶海難が発生しました。内訳は左グラフのとおりとなっております。中には小型プレジャーボート船上で不用意に移動したため、船体傾斜が大きくなりバランスを崩して乗船者4名全員が海中転落してしまっただけのものもあります。

船上において、立ち上がったたり移動する際は、船体バランス・運航速度や積荷・乗船者の位置を勘案し、慎重な行動をお願いします。



・「安全障害」とは、転覆に至らない船体傾斜、走錯及び荒天難航をいう。
 ・「運航障害」とは、バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。

11月末現在船舶海難発生状況！ ～ 例年に比べ約2.5割減少 ～

11月末までに南九州3県において114隻の船舶海難が発生しています。これは、過去10年平均の同11月末現在より36隻(24%)少なく、前年同月に比べても42隻(27%)少ない状態で推移しています。特に減少しているのが衝突海難で昨年においては、11月末時点で60隻であったのに対して、半数以下の28隻にとどまっており、衝突海難の原因1位である「見張り不十分」に対する意識の向上が伺えます。

これから年末年始にかけては、帰省に併せた船釣り、イルカウォッチング等のレジャーが活発になる時期でもあります。本格的に気温が低下する日が多くなることを念頭に体調管理はもちろん、機関や電気系統に使用されている消耗品等の劣化がないか確認の上、十分な暖機運転を行い安全第一の運航を心掛けてください。